

八王子市教育委員会 殿

学 校 名 八王子市立高尾山学園
校 長 名 鈴木 崇央 公印

令和8年度教育課程について(届)

このことについて、八王子市立学校の管理運営に関する規則に基づき、下記のとおりお届けします。

記

1 教育目標

(1) 学校の教育目標

本校は我が国の構造改革特区構想にともない教育課程の規制緩和の提案を行い「不登校児童・生徒のための体験型学校特区」に認定され開校し、現在は学びの多様化学校として認められている。そのため、本校は不登校児童・生徒を誰一人取り残さず見守り育成するために、「社会性の育成」と「基礎的な学力の定着」を図ることを教育目標とする。この目標を実現するため、めざす児童・生徒像を以下のように設定し、その育成を図る。

- ・気持ちを感じあえる人になろう（人間関係、思いやり、感性）
- ・自分を伸ばせる人になろう（基礎的・基本的な学力及び体力の充実、意欲的な学習）

◎自信をもてる人になろう（自己肯定感=何かひとつ自信をもってできることを）＜重点目標＞

(2) 学校の教育目標を達成するための基本方針

児童・生徒一人ひとりの出席率の改善を図ることを基盤に、教育的ニーズを的確に把握し、設定した3つのめざす児童・生徒像を達成できるようにする。特に重要なのは自己肯定感をもたせることで生きる事への自信をもつことであり「自信をもてる人になろう」を重点目標とする。

ア 自信をもてる人を育てるために

学びの多様化学校として学習環境を整えるとともに、学園四季祭や校外体験学習、委員会活動やクラブ活動などの特別活動、講座学習を通じ、児童・生徒の主体性を伸ばす指導の充実を図る。

- ① 個に応じた指導の充実のため、児童・生徒一人ひとりに応じた学習方法や指導体制を整え、そのもとで教育活動を企画・推進する。
- ② 1人1台の学習用端末を用いた授業内容の改善のため、本校の特色に合わせた教材作りや指導方法の改善をさらに推進する。
- ③ 「自立心・自律心」「感性」「自尊心」「健康・安全と体力の向上」を個人の資質の基盤と考え、これらの指導の充実を図る。

イ 自分を伸ばせる人を育てるために

登校意欲につながる学習指導や生活指導の工夫改善を常に図るとともに、学習・生活の両面での指導の充実を図る。

- ① キャリア教育のさらなる充実のため、職場体験に加え、講座学習等でも外部人材による勤労観を高めるプログラムを実施し、地域との連携を図る。
- ② 体力向上の取組としてさまざまな運動に関する行事や活動の機会を設け、体力の向上を図る。
- ③ 奉仕活動などの行事に参加する機会を設け、積極的に関わろうとする態度を育てる。

ウ 気持ちを感じあえる人を育てるために

児童・生徒間の人間関係に関わる諸課題に対し、互いの気持ちを理解し合うとともに、思いやりの気持ちを育む。

- ① 相互理解を深め社会性を高めるため、体験的学習の機会を設けるとともに、ソーシャルスキルトレーニングを活用した道徳授業（SSP=Social Skills up Program）を計画的に実施する。
- ② 児童・生徒の心の安定を図る教育相談を登校支援チームと連携し、組織的・計画的に実施する。

エ いじめ防止等の取組

「いじめを許さないまち八王子条例」及び「八王子市教育委員会いじめ防止等に関する基本的な方針」を踏まえ、学校いじめ対策委員会において、校内のあらゆる職員から児童・生徒の情報を統合し、いじめの未然防止を図る。

オ 特別支援教育の充実

「八王子市第五次特別支援教育推進計画」の示すように、すべての子どもの自立と社会参加を見据え、多様性が尊重された安心できる環境の中で、インクルーシブな教育の充実を推進する。

カ 小中一貫教育の取組

義務教育終了段階で社会への適応や自己に自信をもち、児童・生徒が自己実現を図ることができるよう、系統性・継続性を重視していく。

2 指導の重点

(1) 各教科等

ア 各教科

- ① 全ての教科等で「主体的・対話的で深い学び」の実装及び児童・生徒一人ひとりの基礎学力の確実な定着に向け指導の改善に取り組む。
- ② 各学年の学習指導要領の内容を基本とし、児童・生徒一人ひとりの状況に応じた指導内容を工夫し少人数指導や個別指導を充実する。そのために、教科担当教諭と指導補助員が協力し、登校刺激につなげながら指導方法の改善を図る。
- ③ 中学部第2学年・第3学年では特性に応じた学習形態のコース制を実施し、基礎学力の定着と向上をめざす。
- ④ 一人ひとりの学習状況をファイリングし、アセスメントすることにより個別指導の充実を図る。
- ⑤ 授業の導入部分において児童・生徒の興味を喚起することのできる教材を用いる。また、八王子や日本の伝統文化を活用する。
- ⑥ 各教科等において教師用端末と児童・生徒用端末を活用して、学習する機会を適切に取り入れる。
- ⑦ 保健体育科での運動と健康調査等による分析を行い、保健体育科での授業を中心に体力向上の取組を行う。
- ⑧ 家庭科では、調理実習など食育及び日常生活で必要となる学習を取り入れ生きる力を育む。
- ⑨ 音楽科では、合唱や合奏、鑑賞など音楽に触れる機会を増やすことで自己肯定感を育む。
- ⑩ 理科では、本校の自然環境を活かした観察や実験、1人1台の学習用端末を活用した指導の充実を図る。
- ⑪ 外国語科では、歌やゲームを通して外国語の音声や基本的な表現に慣れ親しみ、外国語で伝え合う力の素地を養う。
- ⑫ 小学部では、教科担任制を積極的に推進するとともに、児童の習熟度に合わせた指導を充実させる。

イ 総合的な学習の時間

- ① 本校児童・生徒の実態に即した、「探究的な見方・考え方を働かせ、横断的・総合的な学習を行う」総合的な学習の時間と「異年齢の児童同士で協力し、自主的・実践的に取り組む」小学校の特別活動を合わせたより効果的な教育活動として「講座学習」を実施する。
- ② 講座学習は児童・生徒一人ひとりの目標や取組について明確にし、外部講師や教員が学部・教科等の枠を越えて、ものづくりやスポーツ、趣味を活かす体験的な活動、プログラミング学習、郷土学習などを計画し、児童・生徒に選択させ実施する。

ウ 特別活動

- ① 社会性やコミュニケーション能力の向上をめざし、活動を通して地域住民や他の人と関わる場面を意図的・計画的に設定する。
- ② 学校行事と連携するなど自己実現や将来の進路選択につながるよう企画し、常に工夫や改善を行う。
- ③ 学級活動、委員会活動、学校行事、集団宿泊的行事等のさまざまな集団活動を通して自主的な態度や社会性の育成をめざす。
- ④ 「学園四季祭」を企画する上で、伝統文化や八王子の歴史・文化に触れる機会や地球環境の保護に関する内容を学習する機会を設け活動できるようにする。

(2) 「特別の教科 道徳」を要とする道徳教育

- ① 人間としての望ましい自己形成と自他の人間関係を深めることを重点として、不登校児童・生徒に合った指導計画を作成し、指導内容を精選するとともに情報モラルを関連付けて指導する。また、重点内容項目を「自主、自律、自由と責任」「相互理解、寛容」とし、道徳教育全体計画や別添に基づき効果的な指導を実践する。1月には道徳授業地区公開講座を開催し、家庭や地域と一体となって道徳教育に取り組む。
- ② 学年の児童・生徒の実態に応じてスクールカウンセラーや心理相談員とも連携し、ソーシャルスキルトレーニングの手法を用いながら計画的に互いの気持ちや考えを理解する能力や自己形成の能力向上を図る。
- ③ 学校の教育活動全体や地域活動への参加などを通して道徳的心情を培う。特に規範意識や他を思いやる心を豊かにし、いじめ問題への対応力、道徳的実践力や社会性を身に付けることができるようにする。

(3) キャリア教育

- ① 児童・生徒が自己の世界観を確立し、自ら職業観を育み自己実現できるよう地域との連携を深める。
- ② 地域や外部団体と連携したキャリア教育を設定し実施するとともに、体験的な学習活動を積極的に進め卒業後の進路選択能力や学びの向上につなげる。また就労支援NPOとの連携も取り入れる。
- ③ 「はちおうじっ子キャリア・パスポート」の利用を通し児童・生徒理解の引継ぎ指導に活用するとともに、複数の大人と相談できる体制を活用し、自身の変容や成長を自己評価し自己肯定感を高めていく指導へとつなげる。

(4) 特別支援教育

- ① 東京都が示す「特別支援教室の運営ガイドライン」を踏まえ小学部・中学部が連携し、利用する児童・生徒や保護者の希望に合わせた自立活動及び指導の充実を図る。また、合理的配慮を含め児童・生徒や保護者のさまざまなニーズに対応されるよう、教職員の専門性を高めるとともに、巡回心理士や登校支援チームからの助言をもとに指導を実践する。
- ② 特別支援教室と通常の学級が連携し、集団への適応力を高めるため連携型個別指導計画や学校生活支援シートに沿った「分かった」「できた」という学びの充実感を積み重ねる指導を行う。また、社会性や人と関わる力の基礎を養うソーシャルスキルトレーニングを実施する。

(5) 生活指導

ア 生活指導

- ① 自ら規範意識を高めつつ、自立的に生活できるよう指導を工夫する。セーフティ教室や避難訓練の実施を通し、学校内外での生活や通学の安全を自ら確保することができるようにする。さらに健康・安全指導の観点から食育及び性教育など、生きる上で不可欠な教育を充実させ生活指導の徹底を図る。
- ② 転入時の生活環境や学園生活での顕著なようすを記録して、一人ひとり応じた指導を充実する。また、進級時の新たな担任への引き継ぎを円滑に行う資料とする。
- ③ 「生命（いのち）の安全教育」は、保健指導において性自認及び性加害・性被害・傍観者にならないための指導を行う。

イ いじめ防止等の取組

- ① 人との関わりの中で起こる諸問題について、教育相談的手法を用いて相互に気持ちを通じ合えるよう指導する。また、人権尊重の精神を基盤に学校いじめ防止基本方針に基づき、いじめを許さぬ毅然とした姿勢と不登校児童・生徒への配慮と支援の姿勢を教員一人ひとりが常に示す。さらに「八王子市いのちの大切さを共に考える日」は、校長講話をもとに各学級で機会を捉え話し合いを行う。
- ② いじめ防止に関する方針に基づき、毎週水曜日の心理相談員とスクールソーシャルワーカーを交えた情報交換会・学校いじめ対策委員会や年3回のいじめアンケート、日常の指導の中でいじめやSNSトラブルの早期発見・早期対応を行う。
- ③ 「いじめ防止プログラム」として各教科や学級活動の時間に「SOSの出し方に関する教育」を行う。年間を通して全職員による情報共有や居場所利用による相談できる場所の確保により、児童・生徒が複数の大人と相談できる体制を継続する。

ウ 不登校児童・生徒への支援等

- ① 登校支援チームやスクールカウンセラーと密に連携し、不登校解消のための指導方法の蓄積に努めるとともに指導に活用する。また必要に応じて関係機関へノウハウを提供する。
- ② 心の安定を図るための工夫として、授業中にプレイルームや相談室、保健室を利用できるように開放し、授業に出られない児童・生徒の居場所を確保する。また、登校支援チームやスクールカウンセラーと連携し相談活動を充実させる。
- ③ 不登校の保護者の心情を深く理解するとともに、その心に寄り添い、心を支える気持ちをもって丁寧に対応にあたる。
- ④ 適応指導教室「やまゆり」と連携し不登校改善の初期段階の児童・生徒に対応する。

(6) 学力保障の取組（はちおうじっ子ミニマムの取組）

- ① 児童・生徒の学習意欲を高めるため学習環境を整備する。
- ② 児童・生徒の豊かな感性と言語力を育てるための高尾タイムを継続し全教職員で国語力向上に取り組む。また、朝読書や学校司書による読み聞かせを実施し、学校図書館を利用した学習機会の充実を図る。
- ③ 夏季休業中には、学習教室を8日間設け学習の方法や授業の補習を希望で実施する。また、学期中も希望により放課後に補習を呼びかけ実施する。
- ④ 社会的自立をめざし、各自の意欲に沿ってはちおうじっ子ミニマムに取り組ませる。

(7) 特色ある教育活動

ア 義務教育9年間を見通した小中一貫教育の取組

- （取組1）学園四季祭を小中一貫教育の日とし小中合同で実施する。また郷土学習として八王子の文化を考える機会とする。
- （取組2）国語力向上の取組として「高尾タイム」を計画的・継続的に実施する。
- （取組3）小学部第6学年は学年末に中学部の教員による授業体験を実施し、進級する児童の情報を共有する。
- （取組4）館ヶ丘団地の清掃を小中合同で実施する。また、放課後カフェで地域や保護者の方などと交流を図る。

イ その他

- ① 人による価値観の違いを認めたり、他人の考えを押し量って理解したりするなど社会において人と関わる力の基礎を養うために、「SSP（ソーシャルスキルズアッププログラム）」を教職員も指導だけでなく一員となり実施する。
- ② 体験活動として社会科見学や地域学校との交流（小学部）、校外学習、講座学習、学園四季祭、職場体験、障害者スポーツ体験などでは、広く世の中への見聞を深めるだけでなく、社会性や集団での行動を身に付ける場とし計画的に実施する。また、ボランティア等の地域活動など多様な体験活動を通して自己の能力に気付き、自分に自信をもつとともに、他者の特性にも気付いてそれを認め、相互に人間理解を深める。
- ③ 八王子市に関連する歴史文化体験や館ヶ丘団地などの地域住民と交流する機会をつくり、郷土愛や地域の様子の理解を深める活動を実施する。
- ④ デジタル社会をよりよく生きていくためのICT活用能力については各教科等や講座、道徳科など機会を捉え指導する。